（千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例）

里山活動協定認定申請の手引き

令和6年4月1日改正

農林水産部森林課

**手 引 き　目　次**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 頁

１　里山活動認定申請等に必要な図書 …………………………………………………１

２　認定申請書（第一号様式）……………………………………………………………２

３　認定申請書の作成方法　………………………………………………………………３

４　変更認定申請書（第二号様式）………………………………………………………４

５　変更認定申請書の作成方法　…………………………………………………………５

６　廃止届出書（第三号様式）　…………………………………………………………６

７　廃止届出書の作成方法　………………………………………………………………７

８　位置図の作成方法／区域図の作成方法／土地の登記簿謄本

　　／里山活動団体の登記簿謄本等　……………………………………………………８

９　里山活動協定書の作成方法　…………………………………………………………９

10　協定書例　………………………………………………………………………………11

11　里山活動協定認定の事務処理フロー　………………………………………………13

12　別　紙「里山活動協定の認定及び認定の取消しの基準」…………………………14

13　里山に関する法令………………………………………………………………………16

**里山活動協定認定申請等に必要な図書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 図　　　書　　　名 | ページ | 原申請 | 変更申請 | 廃止 |
| １ | 里山活動協定認定申請書 | ２ | ○ | × | × |
| ２ | 里山活動協定変更認定申請書 | ４ | × | ○ | × |
| ３ | 認定里山活動協定廃止届 | ６ | × | × | ○ |
| ４ | 位置図 | ８ | 〇 | × | × |
| ５ | 区域図 | ８ | ○ | △ | × |
| ６ | 目的となる土地の登記事項証明書 |  | ○ | △ | × |
| ７ | 里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本（当該代表者又は管理人が県の区域内に住所を有しない場合に限る。）及び印鑑証明書） |  | ○ | △ | × |
| ８ | 里山活動（変更）協定書（写） |  | ○ | ○ | × |
| ９ | 規約及び会員名簿（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合） |  | ○ | × | × |

　　（注）○は必要図書、△は変更の内容によって必要な図書、×は不要の図書

里山活動協定認定申請書

第一号様式(規則第4条第1項)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　 ㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第16条第1項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　里山活動協定の目的となる土地の地番

２　里山活動協定の締結年月日

　　　　　年　　月　　日

３　里山活動協定の有効期間

　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

４　里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 活　動　内　容 | | | | 必要な資金の額及び人数の合計 |
|  |  |  |  |
| 年度 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 |
| 年度 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 |
| 年度 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 |

５　過去３年間の関係法令順守の状況

　　　遵守　　違反

　　　　　　　違反の内容

６　添付する図面又は書類

　（１）位置図（縮尺５万分の１以上）

　（２）区域図（縮尺５千分の１以上）

　（３）目的となる土地の登記事項証明書

　（４）里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明書（里山活動団体が法人でない社団又は財団

である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本（当該代表者又は管理人が県の区域内に

住所を有しない場合に限る。）及び印鑑証明書）

　（５）協定書の写し

　（６）上記（１）から（５）までのほか、里山活動団体が法人でない団体又は財団である場合は、里山活動団体の規約及び会員名簿

注

　１　住所には、主たる事務所の所在地（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住所を）記載する。

　２　氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。

　３　上記４の活動内容の区分欄は、下刈り、間伐等協定書に記載されている活動内容を具体的に記載する。

　４　上記5の関係法令は、採石法、森林法、農地法、砂利採取法、農業振興地域の整備に関す

る法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに千葉県土砂等の埋立て等による土壌

の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(同条例第三十条第三項の規程により同条例の

規定が適用されない市町村の条例で、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生

の防止に関するものとして別に定めるものを含む。)とし、関係法令に違反していない場合

は、｢遵守｣を○で囲み、違反している場合は｢違反｣を○で囲むとともに違反の内容を記載

する

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 認定申請書の作成方法 |
| 年 月 日  住所・氏名・電話番号  押　印  里山活動協定の目的となる土地の地番  里山活動協定の  締結年月日  里山活動協定の  有効期間  里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数  過去３年間の関係法令遵守の状況  添付する図面  又は書類  提出部数 | 申請書を提出する日を記入する。  ○申請者が法人である場合  住所は法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。  ○申請者が法人でない社団又は財団（任意の団体）である場合  住所は任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。  なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表者の電話番号を記載し、（　）書きで事務所の電話番号を記載する。  記載例 電話番号○○○－×××－△△△△(事務所○○○－×××－△△△△)  申請書に押印する印鑑は、原則として協定書に押印したものと同一のものとする。  協定区域の土地の全部について、所在（市町村、大字、字、地番）を記載する。余白に（　）書きで公募面積を記入する。 別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。  里山活動協定書に記載された、里山活動協定の締結年月日を記載する。  里山活動協定書に記載された、里山活動協定の期間を記入する。  （里山活動協定の有効期間は、原則３年以上５年以内とする。）  里山活動協定に係る活動の内容を年度ごとに記載し、その活動に必要な資金の額及び人数をそれぞれ記載する。  関係法令に違反していない場合は「遵守」を○で囲み、違反している場合は「違反」を○で囲むとともに、違反の内容を記載する。  （１）～（６）までの図書を添付する。  提出部数は、原本１部に副本２部とする。（目的となる土地の所在が複数の市町村にまたがる場合にあっては必要部数を加えた部数とする。） |

里山活動協定変更認定申請書

第二号様式(規則第5条第1項)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第18条第1項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　里山活動協定の目的となる土地の地番

２　里山活動協定の変更年月日

　　　　　年　　月　　日

３　変更の内容

４　変更の理由

５　変更後の里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 活　動　内　容 | | | | 必要な資金の額及び人数の合計 |
|  |  |  |  |
| 年度 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 |
| 年度 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 |
| 年度 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 | 千円  　　　　　人 |

６　添付する図面又は書類

　（１）目的となる土地に係る変更の場合は、当該土地の区域図（縮尺５千分の１以上）及び登記事項証明書

　（２）里山活動団体の登記事項証明書（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、

その代表者又は管理人の住民票抄本（当該代表者又は管理人が県の区域内に住所を有しない場合に限る。））

　（３）変更後の協定書の写し

注

　１　住所には、主たる事務所の所在地（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住所）を記載する。

　２　氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。

　３　上記３には、変更しようとする里山活動協定に係る協定書の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載する。

　４　上記5の活動内容の区分の欄は、下刈り、間伐等の変更後の協定書に記載されている活動内

容を具体的に記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 変更認定申請書の作成方法 |
| 年 月 日  住所・氏名・電話番号  押　印  里山活動協定の目的となる土地の地番  里山活動協定の  変更締結年月日  里山活動協定の  変更年月日  変更後の里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数  提出部数 | 申請書を提出する日を記入する。  ○申請者が法人である場合  住所は法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、 電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。  ○申請者が法人でない社団又は財団（任意の団体）である場合  住所は、任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。  なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表者の電話番号を記載し、（　）書きで事務所の電話番号を記載する。  記載例 電話番号○○○－×××－△△△△(事務所○○○－×××－△△△△)  申請書に押印する印鑑は、原則として協定書に押印したものと同一のものとする。  協定区域の土地の全部について、所在（市町村、大字、字、地番）を記載する。余白に（　）書きで公募面積を記入する。 別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。  里山活動変更協定書に記載された、里山活動協定の変更締結年月日を記載する。  里山活動変更協定書に記載された、里山活動協定の変更年月日を記載する。  変更後の里山活動協定に係る活動の内容を年度ごとに記載し、その活動に必要な資金の額及び人数をそれぞれ記載する。  提出部数は、原本１部に副本２部とする。（目的となる土地の所在が複数の市町村にまたがる場合にあっては必要部数を加えた部数とする。） |

里山活動協定廃止届出書

第三号様式(規則第6条第1項)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第19条第1項の規定により、里山活動協定を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

１　里山活動協定の目的となる土地の地番

２　里山活動協定の廃止年月日

　　　　年　　月　　日

３　廃止の理由

注

　1　届出者が里山活動団体である場合においては、住所には主たる事務所の所在地（法人でない社

　　団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の住所）を記載する。

　２　届出者が里山活動団体である場合においては、氏名には里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。

　３　届出者が土地所有者等である場合で、個人が届け出るときは、届出者の氏名を自署することに

　　より、押印を省略することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 廃止届書の作成方法 |
| 年 月 日  住所・氏名・電話番号  里山活動協定の目的となる土地の地番  里山活動協定の  廃止年月日  廃止の理由  その他  提出部数 | 廃止届を提出する日を記入する。  ○申請者が法人である場合  住所は法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、　電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。  ○申請者が法人でない社団又は財団（任意の団体）である場合  住所は任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の　氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。  なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表者の電話番号を記載し、（　）書きで事務所の電話番号を記載する。  記載例 電話番号○○○－×××－△△△△(事務所○○○－×××－△△△△)  協定区域の土地の全部について、所在（市町村、大字、字、地番）を記載する。余白に（　）書きで公募面積を記入する。 別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。  認定里山活動協定の廃止する年月日を記載する。  廃止するに至った理由を記載する。  認定里山活動協定を廃止できる者は、里山活動団体及び土地所有者等である。したがって、廃止届の届出人は個人の場合がある。この場合にあって、届出人の自筆のときは押印を省略することができる。  提出部数は、原本１部に副本２部とする。（目的となる土地の所在が複数の市町村にまたがる場合にあっては必要部数を加えた部数とする。） |

**位置図・区域図の作成方法・登記簿謄本等**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 位置図の作成方法 |
| 原　図  縮　尺  方　位 | 国土地理院発行の地形図に協定の目的となる土地の位置を明示（赤丸表示）する。原図は市町村が発行する管内図でも差し支えない。  縮尺は1/50,000以上とする。  図面には縮尺を明記する（コピーで縮小拡大しないこと）。  必ず方位を明示する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 区域の作成方法 |
| 原　図  縮　尺  区域界  現況表示  方　位 | 法務局が保管する地図（通称公図）の複写を原則とする（森林計画図の複写でも差し支えない）。  図面には縮尺を明記(コピーで縮小拡大しないこと）し、縮尺は1/5,000以上とする。  協定区域界は朱線で 地番界は黒線で明示する。  森林は緑色、農地は茶色、その他は黄色に塗り分ける。  必ず方位を明示する |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 土地の登記簿謄本 |
|  | 協定の締結に係る土地の全部の登記簿謄本を添付する。  登記簿謄本は、正本一部に添付すれば足りるものとする（登記簿謄本は写しでも差し支えない）。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 里山活動団体の登記簿謄本等 |
|  | ・里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付する。（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本（当該代表者又は管理人が県の区域内に住所を有しない場合に限る。）及び印鑑証明書）  ・印影を確認する印鑑証明書を添付する。  ・里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、里山活動団体の規約及び会員名簿を添付する。 |

**里山活動協定書の作成方法**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 協定書の作成方法 |
| 作成要領 | 里山条例に基づき認定を受けようとする場合の里山活動協定書には、次に掲げる事項を定めるものとする。  １　里山条例の規定事項（必須要件）  次の(1)～(6)の事項は、必ず記載すること。  (1)協定の名称  協定には名称を付し、協定書のタイトルに記載する。  (2)里山活動協定の目的となる土地の区域  協定の締結に係る全ての土地について、地番及び地目別面積を記載する。  (3)里山活動協定において里山活動団体が行う里山の保全、整備及び活用に係る活動に関する事項  　活動の具体的な内容を記載する。  ・当該土地における森林の整備又は景観の整備をするために必要な間  伐、保育  　・当該土地において援農方式で行う農作業（作業種を具体的に記載）  　・当該土地における自然観察や環境教育  　・当該土地を活用した山菜やキノコの栽培  　・その他（具体的に記載）  (4)里山活動協定の有効期間  協定に係る有効期間を記載する。有効期間は原則として３年以上５年以内とする。  (5)里山活動協定に違反した場合の措置  違反行為があった場合の定めを記載する。  (6)その他必要な事項  その他記載する事項があれば記載する。  ２　その他の事項（任意要件）  　　次の(1)～(3)は必須要件ではありませんが、記載しておくことが望ましい。  (1)禁止する行為  協定における禁止行為があれば記載する。  　　＜例＞・当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。  ㊟ 使用又は収益を目的とする権利には、賃借権、地役権、地上権、永小作権などがあり、抵当権はこれに当たらない。  　　・当該土地の形質を変更すること。  　　・当該土地において火気を使用すること。  　　・当該土地に工作物を設置すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 協定書の作成方法 |
| 作成要領 | ・当該土地に物件の堆積を行うこと。  　　・その他（具体的に記載）  (2)里山活動団体の責任等  事故が発生した場合の措置等について記載する。  (3)里山活動の終了  協定期間が満了した場合等の里山活動の終了について記載する。 |
| 記載例 | 協定書の記載例は、別紙のとおりとする。  　前文部には、里山活動団体が任意の団体である場合にあっては協定書例のとおりに記載し、法人である場合にあっては「法人の名称」のみを記入する。   |  | | --- | | 土地所有者○○○○（以下「甲」という。）と里山活動団体△△△△（以下「乙」という。）は、・・・・。 |   (注）この協定には、いろいろなバリエーションがありますが、これは参考の一例として作成したものです。 |

＜協定書記載例＞

○○○○里山活動協定書の例

　土地所有者○○○○（以下「甲」という。）と里山活動団体△△△△代表者□□□□（以下「乙」という。）は、乙の行う里山の保全、整備及び活用に係る活動に関し、次のとおり里山活動協定を締結する。

　（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

　（協定の目的となる土地の区域）

第２条　協定の目的となる土地（以下「当該土地」という。）の区域は、次のとおりと　する。

（１）所在地

（２）公簿地目

（３）公簿地積（㎡）

（４）土地の範囲（別図）

　（活動に関する事項）

第３条　当該土地における乙の活動内容は下記のとおりとする。

（１）当該土地における森林の整備又は景観の整備をするために必要な間伐、保育

（２）当該土地における自然観察や環境教育

（３）当該土地を活用した山菜やキノコの栽培

（４）その他（具体的に記載）

（記載例）当該区域に含まれる農地においては、甲が行う農作業の援助

　（協定の有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日

までの○年間とする。

　（本協定に違反した場合の措置）

第５条　甲乙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本　協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができるものとする。

２　前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の　適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入　れにより本協定を解除することができるものとする。

３　前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

　（禁止行為）

第６条　乙は、甲の承諾なしに当該土地において、次の各号に掲げる行為をしてはな　らない。ただし、甲の承諾があった場合にあっても、関係法令等の手続きが必要な行　為については、その手続を了した後でなければ、乙はその行為を行ってはならない。

　（１）当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。

　（２）当該土地の形質を変更すること。

　（３）当該土地において火気を使用すること。

　（４）当該土地に工作物を設置すること。

（５）当該土地に物件の堆積を行うこと。

　（６）その他（具体的に記載）

　（里山活動団体の責任等）

第７条　乙は、本協定に基づく活動を自主的・継続的に行うものとする。

２　乙の活動中に発生した事故については、乙の責めによるものとする。

３　乙の活動に要する経費については、乙が負担するものとする。

　（里山活動の終了）

第８条　協定期間が満了したとき、又は本協定が解除されたときは、甲乙協議し必要な　措置を講じた上で、乙は当該土地における里山活動を終了しなければならない。

　（協議）

第９条　本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協　議の上定めるものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　甲　住　　　所

氏　　　名

　　　　　 乙　所在地（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　　　称

代表者氏名

**里山活動協定認定の事務処理フロー**

里山活動協定締結

(活動団体＝土地所有者等）

指導・助言

（県／林業事務所）

指導・助言

（市町村）

里山活動協定認定申請

（提出先･･･林業事務所）

現地調査（林業事務所）

※認定の審査基準は

１次審査（林業事務所）

　別紙のとおり

　 照会・回答

市町村長意見の聴取

（林業事務所）

市町村

申請書副申

(林業事務所→森林課）

照会・回答

他法令確認調整

（関係各課、市町村）

２次審査

（森林課）

・公表（県報）

協定認定（知事）

・通知(申請者・林業事務所・市町村)

里山活動

指導・助言

（県）

指導・助言

（市町村）

別　紙

**里山活動協定の認定及び認定の取消しの基準**

**１　認定の基準**

◎「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」第17条に規定されている下記の認定要件に照らし審査する。

　条例第１７条第１項

|  |
| --- |
| 第１号　申請の手続き又は里山活動協定の内容がこの条例及び他の法令に違反する  　　　ものでないこと。  第２号　里山活動協定の目的となる土地の区域が道路、公園その他公共の用に供す  　　　る施設の予定地である区域でないこと。  第３号　里山活動協定の内容が里山活動協定の目的となる土地を不当に制限するも  　　　のでないこと。  第４号　里山活動協定の内容が里山の保全、整備及び活用の促進に資すると認めら  　　　れるものであること。  第５号　里山活動協定に係る活動が、継続して、かつ、基本理念にのっとり適切に  　　　行われると認められるものであること。 |

◎　第５号中の、「里山活動協定に係る活動が」「基本理念にのっとり適切に」行われると認められるものであるかどうかの判断について

（１）①から③に該当する場合は、「里山活動協定に係る活動が」「基本理念にのっとり適切に」行われると認められるものに当たらない。

①　認定申請をする協定を締結した里山活動団体が、過去に認定申請した協定の認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過しないものである場合。

②　認定申請をする協定を締結した里山活動団体が、（２）個別法令の違反１～８に該当するものである場合。

③　その他活動が「基本理念にのっとり適切に」行われると認められない特別の事情がある場合。

（２）個別法令の違反

　（１）②の個別法令の違反とは、別添「里山に関係する法令」の１～８のとおりである。

**２　認定の取消しの基準**

◎「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」第20条第1項に規定されている下記の取消し要件に照らし審査する。

条例第２０条第１項

|  |
| --- |
| 第１項　知事は、認定里山活動協定が第１７条第１項各号のいずれかに該当しないも　　　のと認められるに至ったときは、当該認定里山活動協定の認定を取り消すもの　　　とする。 |

条例第１７条第１項

|  |
| --- |
| 第１号　申請の手続き又は里山活動協定の内容がこの条例及び他の法令に違反する  　　　ものでないこと。  第２号　里山活動協定の目的となる土地の区域が道路、公園その他公共の用に供す  　　　る施設の予定地である区域でないこと。  第３号　里山活動協定の内容が里山活動協定の目的となる土地を不当に制限するも  　　　のでないこと。  第４号　里山活動協定の内容が里山の保全、整備及び活用の促進に資すると認めら  　　　れるものであること。  第５号　里山活動協定に係る活動が、継続して、かつ、基本理念にのっとり適切に  　　　行われると認められるものであること。 |

◎　条例第１７条第１項第５号中の「里山活動協定にかかる活動が」「基本理念にのっとり適切に」行われると認められるものに該当しないものと認めて取消しを行う場合の判断について

　下記の場合は、「里山活動協定に係る活動が」「基本理念にのっとり適切に」行われると認められるものに当たらない。

（１）１　認定の基準（１）①から③の場合に該当することとなった場合。

因みに、１　認定の基準（１）①から、同時期に複数の里山活動協定の認定を受けている場合で、１つの認定を取り消された場合は、他の里山活動協定の認定についても取り消すこととなる。

（２）里山活動団体が、２３条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。

　　２３条の規定による報告徴収は、里山活動が適切に行われていないと疑われるような場合に、活動の実態を知るための手段の一つであり、活動に関する報告の求めに対して、報告拒否や虚偽の報告があった場合、活動の状況の確認ができず基本理念にのっとり適切に行われていると認められないため、認定を取り消す。

**里山に関係する法令**

１ 森林法【森林課】

1-1　千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例

２ 農地法【農地課】

３ 農業振興地域の整備に関する法律【農地課】

４ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物指導課】

５ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

【廃棄物指導課】

5- 1　千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5- 2　銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5- 3　船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5- 4　成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5- 5　佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

5- 6　東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5- 7　柏市土砂等埋立て等規制条例

5- 8　四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5- 9　八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-10　山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例

5-11　神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

5-12　芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

5-13　木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-14　勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-15　富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-16　君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-17 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-18 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-19 印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-20 匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-21 香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-22 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-23 長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-24 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-25 鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例施行規則

６ 砂利採取法【産業振興課】

７ 千葉県土採取条例【産業振興課】

８ 採石法【産業振興課】

**１**　**森林法**

イ　森林法に違反して、１０条の３、１０条の９第３項若しくは３８条の規定による処分（命令、取消し）又は１０条の２第１項若しくは３４条第１項の規定により受けた許可の取消処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表１に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表１に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表１（森林法）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| １０条の２第１項の規定に違反  １０条の８第１項の規定に違反  ３１条第１項（４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反  ３４条第１項（４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反  ３４条第２項（４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反  ３４条の２第１項（４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反  ３４条の３第１項（４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反 |

**１－１ 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例**

イ　千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例に違反して、１５条又は１６条の規定による措置命令等を受け、必要な措置を完了していない者。

ロ　表１－１に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表１－１に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表１－１（千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| １５条又は１６条に規定する命令に違反  ２５条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者  ２６条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による  質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  ６条から９条までの規定に違反  １０条第１項、１０条第４項、１１条第１項、１２条第１項、１３条第２項の規定に違反  １０条第３項、１１条第３項、１３条第１項の規定に違反 |

**２　農地法**

イ　農地法に違反して、５１条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３

年を経過しない者。

ロ　表２に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年

を経過しない者。

ハ　表２に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪

質と認められる者

表２（農地法）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ３条第１項の規定に違反  ４条第１項の規定に違反  ５条第１項の規定に違反  １８条第１項の規定に違反  ４９条第１項の規定に違反  ５１条の規定に違反 |

**３　農業振興地域の整備に関する法律**

イ　農業振興地域の整備に関する法律に違反して、１５条の３の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表３に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表３に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者

表３（農業振興地域の整備に関する法律）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| １３条の５において準用する土地改良法１０９条の規定に違反  １５条の２第１項の規定に違反 |

**４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、７条の３、７条の４、９条の２、９条の２の２、１２条の６第３項、条１４条の３（１４条の６において準用する場合を含む）、条１４条の３の２（１４条の６において準用する場合を含む）、１５条の２の６、１５条の３、１９条の３、１９条の４第１項、１９条の４の２第１項、１９条の５第１項、１９条の６第１項、１９条の１０第１項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表４に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表４に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表４（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ６条の２第６項の規定に違反  ６条の２第７項の規定に違反  ７条第１項の規定に違反  不正の手段により７条第１項の許可（７条第２項の許可の更新を含む。）を受けた  ７条第６項の規定に違反  不正の手段により７条第６項の許可（７条第７項の許可の更新を含む。）を受けた  ７条第１４項の規定に違反  ７条の２第１項の規定に違反  不正の手段により７条の２第１項の変更の許可を受けた  ７条の２第４項（１４条の２第３項及び１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届け出をした  ７条の５の規定に違反  ８条第１項の規定に違反  不正の手段により８条第１項の許可を受けた  ８条の２第５項の規定に違反  ９条第１項の規定に違反  不正の手段により９条第１項の変更の許可を受けた  ９条第６項（１５条の２の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ９条の５第１項（１５条の４において準用する場合を含む。）の規定に違反  １０条第１項（１５条の４の７第１項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反  １２条第３項の規定に違反  １２条第４項の規定に違反  １２条の２第３項の規定に違反  １２条の２第４項の規定に違反  １２条の３第１項の規定に違反  １２条の３第２項の規定に違反  １２条の３第３項の規定に違反  １２条の３第４項の規定に違反  １２条の３第５項の規定に違反  １２条の３第８項の規定に違反  １２条の３第９項の規定に違反  １２条の４第１項の規定に違反  １２条の４第２項の規定に違反  １２条の４第３項の規定に違反  １２条の５第１項の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした  １２条の５第２項の規定に違反  １２条の５第３項の規定に違反  １２条の５第５項の規定に違反  １４条第１項の規定に違反  不正の手段により１４条第１項の許可（１４条第２項の許可の更新を含む。）を受けた  １４条第６項の規定に違反  不正の手段により１４条第６項の許可（１４条第７項の許可の更新を含む。）を受けた  １４条第１３項の規定に違反  １４条第１４項の規定に違反  １４条の２第１項の規定に違反  不正の手段により１４条の２第１項の変更の許可を受けた  １４条の３の３の規定に違反  １４条の４第１項の規定に違反  不正の手段により１４条の４第１項の許可（１４条の４第２項の許可の更新を含む。）を受けた  １４条の４第６項の規定に違反  不正の手段により１４条の４第６項の許可（１４条の４第７項の許可の更新を含む。）を受けた  １４条の４第１３項の規定に違反  １４条の４第１４項の規定に違反  １４条の５第１項の規定に違反  不正の手段により１４条の５第１項の変更の許可を受けた  １４条の７の規定に違反  １５条第１項の規定に違反  不正の手段により１５条第１項の許可を受けた  １５条の２第五項（１５条の２の５第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反  １５条の２の５第１項の規定に違反  不正の手段により１５条の２の５第１項の変更の許可を受けた  １５条の４の５第１項の規定に違反  １５条の４の５第４項の規定により許可に付せられた条件に違反  １５条の１９第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １５条の１９第４項の規定による命令に違反  １６条の規定に違反  １６条の２の規定に違反  １６条の３の規定に違反  ２１条の２第２項の規定による命令に違反 |

**５　千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

※ 土壌等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する者として市町村が定めた　下記の５－１から５－１６の条例を含む。

イ　千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、８条第２項、８条第３項、２３条第２項、２４条第１項、２５条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者

表５（千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| １０条の規定に違反  １３条第１項の規定に違反  １３条第８項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １４条の２の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １５条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １６条第１項の規定に違反  １６条第２項の規定に違反  １６条第３項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  １７条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ２０条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２１条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２１条の２第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２２条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２５条の規定による命令に違反  ２６条第１項の規定に違反  ２６条第３項の規定に違反  ２６条の３第１項の規定による命令に違反  ２６条の３第２項の規定による命令に違反  ２７条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ２８条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による  質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－１ 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

イ　千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、７条第３項、２２条第２項、２３条第１項、２４条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－１（千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ９条の規定に違反  １２条第１項の規定に違反  ２０条の３第１項の規定に違反  １４条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １５条第３項、１６条第１項若しくは第２項又は第２６条の規定による報告をせず、又は虚  偽の報告をした  ２７条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による  質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １２条第８項、１３条の２、１９条第３項、２０条第３項、２０条の２第３項、２１条第２  項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １８条第１項の規定に違反  ７条第２項の規定による命令に違反  ２２条第１項の規定による命令に違反  ２５条の３第２項の規定による命令に違反 |

**５－２ 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例**

イ　銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、７条第２項若しくは第３項、２９条第２項、３０条第１項、３１条第１項又は３２条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－２に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－２に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－２（銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ９条第１項、１０条第１項、１６条第１項、１７条第１項又は２７条第１項の規定に違反  １８条の規定に違反  ２０条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２２条第３項、２３条又は３４条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ３５条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に  対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １６条第７項、１９条、２４条第３項、２５条第３項、２６条第３項、２７条第６項又は２  ８条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２９条第１項の規定による命令に違反 |

**５－３ 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

イ　船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、７条第３項、２３条第２項、２４条第１項、２５条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－３に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正して

から３年を経過しない者。

ハ　表５－３に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－３（船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ９条の規定に違反  １２条第１項の規定に違反  １５条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １６条、１７条第１項若しくは第２項又は第２７条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ２８条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による  質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １２条第３項、２０条第２項、２１条第１項、２２条第２項の規定による届出をせず、又は  虚偽の届出をした  １９条第１項の規定に違反  ２６条の規定に違反  ７条第２項の規定による命令に違反  ２３条第１項の規定による命令に違反 |

**５－４ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例**

イ　成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、２５条第２項若しくは第３項、２６条第１項、２７条第１項、２８条、３０条第２項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－４に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－４に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－４（成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第１項、８条第１項、１２条第１項、１３条第１項、２３条第１項の規定に違反  １４条の規定に違反  １６条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １８条第３項、１９条第１項若しくは第２項又は３２条の規定による報告をせず、又は虚偽  の報告をした  ３３条第１項の規定に違反  １２条第７項、１５条、２０条第３項、２１条第３項、２２条第３項、２３条第６項、２４  条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２５条第１項の規定による命令に違反  ３１条第２項の規定による命令に違反 |

**５－５ 佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例**

イ　佐倉市土地の埋立て及び土砂等の規制に関する条例に違反して、７条第３項、２７条第２項、２８条第１項又は２９条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－５に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－５に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－５（佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ９条、１４条第１項又は２５条第１項の規定に違反  １７条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １８条第３項、１９条第１項若しくは第２項又は第３１条第２項の規定による報告をせず、  又は虚偽の報告をした  ３３条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による  質問に対して答弁をせず、又は虚偽の報告をした  １４条第８項、１６条、２２条第３項、２３条第３項、２４条第３項、２６条第２項の規定  による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ７条第２項の規定による命令に違反した  ２７条第１項の規定による命令に違反した |

**５－６ 東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例**

イ　東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、２５条第２項若しくは第３項、２６条第１項、２７条、２９条第２項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－６に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－６に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－６（東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ６条第１項、１１条第１項、２３条第１項の規定に違反  １２条の規定に違反  ７条、１４条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １６条第３項、１７条第１項若しくは第２項又は１８条第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ３１条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １１条第９項、１３条、２０条第３項、２１条第３項、２２条第３項、２３条第６項、２４条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２５条第１項、３０条第２項の規定による命令に違反 |

**５－７ 柏市土砂等埋立て等規制条例**

イ　柏市土砂等埋立て等規制条例に違反して、７条第３項、２９条第２項、３０条第１項、３１条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－７に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－７に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－７（柏市土砂等埋立て等規制条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ９条の規定に違反  １４条第１項の規定に違反  ２３条第１項の規定に違反  ２７条第１項の規定に違反  ２０条第２項、２１条、３４条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ３５条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １６条、１８条、１９条、２５条第１項、２６条第３項、２８条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ７条第２項の規定による命令に違反  ２９条第１項の規定による命令に違反  ３３条第３項、第４項の規定による命令に違反 |

**５－８ 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

イ　四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、７条第３項、２２条第２項、２３条第１項、２４条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－８に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－８に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－８（四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ９条の規定に違反  １２条第１項の規定に違反  １３条第２項の規定に違反  １８条第１項の規定に違反  ２０条の３第１項の規定に違反  １４条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １５条第３項、１６条、２６条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ２７条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １２条第８項、１３条の３、１９条第３項、２０条第３項、２０条の２第３項、２１条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ７条第２項の規定による命令に違反  ２２条第１項の規定による命令に違反  ２５条の３の規定による命令に違反 |

**５－９ 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例**

イ　八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、７条第３項、２７条、２８条、２９条、３２条第１項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－９に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－９に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－９（八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ９条、１３条第１項又は２５条第１項の規定に違反  １６条の規定に違反  １８条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １９条第３項、２０条第１項若しくは第２項又は第３３条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ３４条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした  １３条第７項、１７条、２２条第３項、２３条第３項、２４条第３項、２６条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ８条第２項、３２条第２項の規定による命令に違反 |

**５－１０ 山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例**

イ　山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例に違反して、２８条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１０に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１０に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－１０（山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条の規定に違反  ９条又は１５条第１項の規定に違反  １６条の規定に違反  １５条第８項、１７条の２、１８条、２３条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １９条、２０条第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ２６条第１項の規定に違反  ２１条第３項、２２条第３項、２２条の２第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２５条の規定に違反  ２７条の規定による命令に違反 |

**５－１１ 神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例**

イ　神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例に違反して、２３条第２項（２４条第２項において準用する場合を含む。）、２６条、２７条第１項若しくは第２項、２８条第１項、２９条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１１に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１１に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－１１（神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ６条第１項、７条、１１条第１項、１２条第１項の規定に違反  ８条、１７条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １３条の規定に違反  １８条第２項、１９条第１項若しくは第２項、２０条第２項、２３条第１項、２４条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ３１条第１項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した  １４条第２項、１５条、１６条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２８条第２項の規定による命令に違反 |

**５－１２ 芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例**

イ　芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例に違反して、８条、１１条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１２に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１２に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－１２（芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ５条第１項、９条第１項の規定に違反  ６条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １２条、１３条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  １４条第１項の規定に違反 |

**５－１３** **木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

イ　木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、７条第３項、２８条、３０条、３３条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１３に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１３に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－１３（木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、２８条第１項若しくは第２項、２９条第１項、３０条又は３３条第１項若しくは第２項の規定による命令に違反  ９条第１項、１５条第１項又は２６条第１項の規定に違反  ９条第２項の規定に違反  １８条の規定に違反  １９条第１項又は第２項の規定に違反  １９条第３項、２０条第１項若しくは第２項又は３４条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ３１条第３項の規定に違反  ３５条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １５条第８項、１７条、２３条第３項、２４条第３項、２５条第３項又は２７条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２２条第１項又は第２項の規定に違反  ３１条第１項の規定に違反 |

**５－１４ 勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

イ　勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、７条第２項若しくは第３項、２８条第１項若しくは第２項、２９条第１項、３０条又は３３条第１項若しくは第２項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１４に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１４に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－１４（勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、２８条第１項若しくは第２項、２９条第１項、３０条又は３３条第１項若しくは第２項の規定による命令に違反  ９条第１項、１５条第１項又は２６条第１項の規定に違反  ９条第２項の規定に違反  １８条の規定に違反  １９条第１項又は第２項の規定に違反  １９条第３項、２０条第１項若しくは第２項又は３４条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ３１条第３項の規定に違反  ３５条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １５条第８項、１７条、２３条第３項、２４条第３項、２５条第３項又は２７条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２２条第１項又は第２項の規定に違反  ３１条第１項の規定に違反 |

**５－１５ 富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

イ　富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、２８条、２９条第１項又は３０条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１５に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１５に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－１５（富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、２８条第１項若しくは第２項、２９条第１項、３０条又は３３条第１項若しくは第２項の規定による命令に違反  ９条第１項、１５条第１項又は２６条第１項の規定に違反  ９条第２項又は１８条の規定に違反  １９条第１項又は第２項の規定に違反  １９条第３項、２０条第１項若しくは第２項又は３４条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ３１条第３項の規定に違反  ３５条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １５条第８項、１７条、２３条第３項、２４条第３項、２５条第３項又は２７条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２２条第１項又は第２項の規定に違反  ３１条第１項の規定に違反 |

**５－１６ 君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

イ　君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、２８条、２９条第１項又は３０条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１６に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１６に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表５－１６（君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ６条第１項、１６条第１項又は２６条第１項の規定に違反  ２８条、２９条第１項又は３０条の規定による命令に違反  ６条第２項の規定に違反  １９条の規定に違反  ２０条第１項の規定に違反  ２０条第２項、２１条又は３３条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした  ３２条第３項の規定に違反  ３４条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした  １６条第１０項、１８条、２４条第２項、２５条第１項又は２７条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２３条の規定に違反  ３２条第１項の規定に違反 |

**５－１７** 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

イ　野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項、３１条、３４条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１７に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１７に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－１７** 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項、３１条、３４条の規定による命令に違反  ９条第１項、１５条第１項又は２７条第１項の規定に違反  １５条第９項、１８条、２４条第３項、２５条第３項、２６条第３項又は２８条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １９条の規定に違反  ２０条第１項又は第２項の規定に違反  ２０条第３項、２１条又は３５条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ２３条の規定に違反  ３２条第１項若しくは第３項の規定に違反  ３６条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－１８** 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

イ　旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項又は３１条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１８に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１８に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－１８** 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項又は３１条の規定による命令に違反  ９条第１項、１６条第１項又は２７条第１項の規定に違反  １６条第８項、１９条、２４条第３項、２５条第３項、２６条第３項又は２８条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２０条の規定に違反  ２１条の規定に違反  ２２条第１項又は第２項の規定に違反  ２２条第３項、２３条又は３３条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ３２条の既定に違反  ３４条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－１９** 印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

イ　印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、７条第２項若しくは第３項、３１条、３２条第１項、３３条又は３６条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－１９に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－１９に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－１９** 印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、３１条、３２条第１項、３３条又は３６条の規定による命令に  違反  ９条第１項、１６条第１項又は２９条第１項の規定に違反  １６条第９項、２１条、２６条第３項、２７条第３項、２８条第３項又は３０条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２０条の規定に違反  ２２条の規定に違反  ２３条第１項の規定に違反  ２３条第２項、２４条又は３７条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ３４条第１項又は第３項の規定に違反  ３８条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－２０** 匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

イ　匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項又は３１条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－２０に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－２０に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－２０** 匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項又は３１条の規定による命令に違反  ９条第１項、１６条第１項又は２７条第１項の規定に違反  １０条又は２０条の規定に違反  １６条第８項、１９条、２１条、２４条第３項、２５条第３項、２６条第３項、２７条第７項又は２８条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２１条の規定に違反  ２２条第１項又は第２項の規定に違反  ２２条第３項、２３条又は３３条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ３２条第１項若しくは第２項の規定に違反  ３４条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－２１** 香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

イ　香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項又は３１条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－２１に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－２１に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－２１** 香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項又は３１条の規定による命令に違反  ９条第１項、１６条第１項又は２７条第１項の規定に違反  １０条又は２０条の規定に違反  １６条第８項、１９条、２４条第３項、２５条第３項、２６条第３項、２７条第７項又は２８条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２１条の規定に違反  ２２条第１項又は第２項の規定に違反  ２２条第３項、２３条第１項若しくは第２項又は３３条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ３２条第１項若しくは第２項の規定に違反  ３４条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－２２** 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

イ　多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、３０条、３１条第１項又は３３条の２の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－２２に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－２２に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－２２** 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ３０条、３１条第１項又は３３条の２の規定による命令に違反  ７条第１項、１６条第１項又は２８条第１項の規定に違反  １６条第８項、２０条、２５条第３項、２６条第３項、２７条第３項又は２９条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １９条第１項の規定に違反  ２１条の規定に違反  ２２条第１項の規定に違反  ２２条第２項、２３条又は３６条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ３２条の規定に違反  ３７条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－２３** 長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

イ　長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項又は３１条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－２３に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－２３に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－２３** 長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ７条第２項若しくは第３項、２９条、３０条第１項又は３１条の規定による命令に違反  ９条第１項、１６条第１項又は２７条第１項の規定に違反  １０条又は２０条の規定に違反  １６条第８項、１９条、２４条第３項、２５条第３項、２６条第３項又は２８条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２１条の規定に違反  ２２条第１項又は第２項の規定に違反  ２２条第３項、２３条又は３３条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ３２条の規定に違反  ３４条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－２４** 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

イ　大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、２８条、２９条第１項又は３０条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－２４に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－２４に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－２４** 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ２８条、２９条第１項又は３０条の規定による命令に違反  ６条第１項若しくは第２項、１６条第１項又は２６条第１項の規定に違反  １９条の規定に違反  １６条第１０項、１８条、２４条第２項、２５条第１項、２７条第２項又はの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  第２３条の規定に違反  ２０条第１項の規定に違反  ２０条第２項、２１条又は３４条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ３３条第１項若しくは第３項の規定に違反  ３５条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**５－２５** 鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例

イ　鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例に違反して、２８条、２９条第１項又は３０条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表５－２５に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表５－２５に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表**５－２５** 鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ２８条、２９条第１項又は３０条の規定による命令に違反  ６条第１項若しくは第３項、１６条第１項、又は２６条第１項の規定に違反  １９条の規定に違反  １６条第１０項、１８条、２４条第２項、２５条第１項、２６条第２項又は２７条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ２３条の規定に違反  ２０条第１項の規定に違反  ２０条第２項、２１条又は３４条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした  ３３条第１項若しくは第３項の規定に違反  ３５条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**６　砂利採取法**

イ　砂利採取法に違反して、１２条第１項、２３条第１項及び第２項、２６条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表６に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表６に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表６（砂利採取法）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ３条の規定に違反  ９条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  １６条の規定に違反  ２０条第１項の規定に違反  ２１条の規定に違反  ２３条第１項及び第２項の規定による命令に違反  ３２条の規定に違反  ３３条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ３４条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれら  の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**７　千葉県土採取条例**

イ　千葉県土採取条例に違反して、２条の１０第１項、１１条第１項、第２項、第３項、１３条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表７に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表７に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表７（千葉県土採取条例）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ２条の２の規定に違反  ２条の７第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ３条第１項の規定に違反  ７条の規定に違反  ９条の規定に違反  １１条第１項及び第２項の規定による命令に違反  １６条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  １７条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした |

**８　採石法**

イ　採石法に違反して、３２条の１０第１項、３３条の１２の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ロ　表８に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから３年を経過しない者。

ハ　表８に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けている者で、特に悪質と認められる者。

表８（採石法）

|  |
| --- |
| 違　　　反 |
| ３２条の規定に違反  ３２条の７第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした  ３３条の規定に違反  ３３条の５の規定に違反  ３３条の８の規定に違反  ３３条の１３第１項及び第２項の規定による命令に違反  ３３条の１６の規定に違反  ３３条の１７の規定による命令に違反  ３４条の２の規定に違反  ４２条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした  ４２条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した |